

事務所通信

平成30年秋号

こんにちは、立川です。
いつも、ありがとうございます。

平成30年度税制改正で、**事業承継税制の特例が創設されました。**
今回は、この制度に関して、ご説明させていただきます。

事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から、相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度です。

「株式等」とは、株式会社、有限会社の株式です。
(現行の有限会社も、「株式」という扱いになります)
合同会社、合名会社、合資会社の「出資」も「株式等」に該当します。
一部の医療法人の「出資持分」は、「株式等」に該当しませんので、事業承継税制の特例の対象とはなりません。

納税猶予の制度は平成20年に創設されました。しかし、厳しい条件からほとんど利用されませんでした。昨年平成29年度の税制改正で、その条件が緩和されましたが、まだまだ中途半端な制度でした。

今回の改正では、【納税猶予の適用範囲】は次のようになります。

- 1 後継者が、
- 2 承継する会社の代表者から、
- 3 相続、贈与、遺贈によりその承継会社の非上場株式を取得した場合には、
- 4 その取得した全ての非上場株式の課税価格に対応する相続税、贈与税の全額が
- 5 その後継者の死亡の日等まで、
- 6 その納税が猶予されることとなりました。

【適用条件】としては

- 1 後継者が、承継会社の代表者の相続開始前までに、役員に就任していること
- 2 承継会社は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に、特例承継計画を都道府県に提出した会社で、所定の認定を受けた会社であることです。

【所定の認定条件】としては、

- 1 中小企業者であること
- 2 上場会社、風俗会社、資産保有型会社、資産運用型会社でないこと
- 3 従業員が1名以上いること

です。

まず、「中小企業」の定義ですが、業種、資本金又は従業員数で区分されています。

	資本金	又は	従業員数
製造業・建設業	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
サービス業			100人以下

次に、「資産保有型会社」とは、下記の算式のとおり、70%以上基準があります。つまり、70%以上に該当すると、資産保有型会社となり、事業承継税制の特例の対象とはなりません。

$$\frac{\text{判定時の下記①～⑤の合計額}}{\text{判定時における資産価額総額}} \geq 70\%$$

- ① 国債、地方債、有価証券
- ② その中小企業が所有している不動産で、自ら使用していないもの
- ③ ゴルフ会員権、リゾート会員権など、施設の利用に関する権利
- ④ 絵画、骨董品、貴金属
- ⑤ 現金預金など

また、「資産運用型会社」とは、下記の算式のとおり、75%以上基準があります。つまり、決算期末で下記の割合が75%以上に該当すると、資産運用型会社となり、事業承継税制の特例の対象とはなりません。

$$\frac{\text{特定資産の運用収入}}{\text{直近事業年度の総収入金額}} \geq 75\%$$

総収入金額は、損益計算上の売上高、営業外収益、特別利益の合計額です。なお、資産の譲渡がある場合には、その資産の譲渡収入となります。

特定資産の運用収入は、特定資産である株券の発行会社からの配当金、受取利息、受取家賃や特定資産の譲渡収入の合計額です。

ところで、資産保有型会社、資産運用型会社に該当したとしても、次のいずれにも該当するときには、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないものとみなされ、事業承継税制の特例の対象となります。

- 1 3年以上事業を継続して行っていること
- 2 固定施設を所有、または賃貸していること
- 3 常時使用する従業員が5人以上であること（役員は除かれます）
- 4 自ら、営業行為を行っていること。

さらに、相続税（贈与税）の申告期限から5年間は、以下の条件を満たして事業を継続することが必要とされています。そして、**申告期限5年間は、都道府県、税務署に所定の書類の提出が必要になります。**

- 1 原則として、雇用の8割以上を5年間平均で維持。例外として、雇用確保条件を満たさない場合には、その旨の都道府県に届出が必要になります。
- 2 後継者が代表者を継続していること。
- 3 対象となる株式を継続して保有していること。
- 4 上場会社、風俗会社、資産保有型会社、資産運用型会社でないこと。

そして、**申告期限5年経過後は、3年に1回、税務署に所定の書類の提出が必要になります。**

以上が相続税・贈与税の納税が猶予される中小企業の株式等特例制度です。対象となるのは、あくまでも、中小企業の株式等です。

では、どうすればいいのか、という現実の問題です。

贈与税の納税猶予の条件では、先代経営者が後継者（例えば息子です）に、株式を贈与するのです。それと同時に、代表権も譲ることになるのです。つまり、先代社長に、事実上、引退してもらうこととなります。

そして、**後継者（例えば息子です）が代表取締役となったら、基本的には、ずっと経営をしてもらうのです。このことが絶対の条件になります。**

この条件を守らないと、相続税・贈与税の納税が猶予取消しとなり、猶予された税額に利子税をつけて、一括で納付することとなります。

まず2023年3月31日までに、「特例承継計画」を都道府県知事へ提出します。

それから、2027年12月31日までに、先代経営者の所有株式を、後継者に一括で生前贈与するかどうか、判断することとなります。

（代 表 立 川 勝 一）

■ 編集後記

先日誕生日を迎えました。

誕生日というと、子どもの頃の誕生日会を思い出します。

私は呼んだことがなかったのですが、よく友達の誕生日会に参加した記憶があります。

かなり前なのでうる覚えですが、プレゼントを渡し、ケーキを食べ、少し遊んでから帰る流れだったと思います。

人数は5人から、多いと10人位は集まっていたと思います。女子友達の誕生日会でしたが、男子も呼ばれていました。

とても楽しかったことを覚えています。

今思うと、人数もそれなりにいましたし、ケーキやプレゼントのお返し等、自宅開催だったので、当時のお母さん方は大変だったのではと考えさせられます。

(石 坂)